

猪名川町プレミアム付き商品券取扱店登録申請書及び同意書

猪名川町商工会

会長 安井一弘 殿

猪名川町が発行する「猪名川町プレミアム付き商品券」について裏面の内容に同意し、
取扱店として申し込みます。

事業所名			
代表者名	印		
所在地			
取扱券種	一般お買い物券	リフォーム券	両方
振込先 金融機関	い ず れ か に ✓	<input type="checkbox"/> 池田泉州銀行 日生中央 支店	
		<input type="checkbox"/> JA 兵庫六甲 猪名川 支店	
		<input type="checkbox"/> JA 兵庫六甲 六瀬 支店	
	口座種別	当座・普通	口座番号
口座名義人	フリガナ		

同意内容

猪名川町が発行する「プレミアム付き商品券」について、下記の内容に同意し、取扱店として申し込みます。

- 1 取扱店は、使用済みであることを示すために、受領した商品券の裏面に店名を記入又は押印しなければ換金することができない。
- 2 猪名川町プレミアム付き商品券の換金を取り扱う委託金融機関は池田泉州銀行、JA 兵庫六甲とする。
- 3 取扱店は、商工会より発行された登録証書及び第 1 項の処理を行った商品券、商品券換金請求書 に必要事項を記入の上、委託金融機関に提出しなければならない。
- 4 換金額の支払いは、委託金融機関から取扱店が指定した金融機関の口座に入金するものとし、現金での支払いはできないものとする。
- 5 換金には委託金融機関を利用するものとし、金融機関は換金手数料を差し引いた金額を入金するものとする。
- 6 商品券の取扱は平成 28 年 1 月 31 日（日）までとし、換金請求期限は平成 28 年 2 月末までとする。
- 7 商品券で購入できない商品等（除外品）がある場合は、利用者にわかるようはっきりと表示すること。
- 8 つり銭は支払わないものとする。
- 9 取扱店であることを表示する取扱店の POP 等は店頭など利用者の見やすい場所に掲示すること。